

居宅介護・重度訪問介護・同行援護（重要事項説明書）

（2026年4月10日現在）

1 事業所の運営主体 平成14年12月設立

〒146-0091

大田区鵜の木2-17-3 ライオンズマンション鵜の木1F

有限会社 ビハーラ 取締役 今田 清美

2 資本金 500万円

3 事業者番号 1311101636

4 法人の理念

障害や疾病などによって、自立した生活が困難になった利用者の方に対し、住み慣れた地域で、今まで通りの日常生活が安全かつ安心して継続できるよう、障害者自立支援法、その他関係法令の中で、様々なサービスを工夫して支援します。私達は、本事業の社会的な意義を認識し、事業の安定的な運営に努めます。又、利用者の権利を尊重し、礼節と尊厳の気持ちを持って接するよう勤めます。

5 サービスの種類 「居宅介護」・「重度訪問介護」・「同行援護」

6 その他の関連事業

①特定相談支援事業

②居宅介護支援事業(介護予防支援及び第1号介護予防支援事業も含む)

③訪問看護事業(介護予防訪問看護を含む)

④訪問介護事業(介護予防訪問介護及び第1号訪問事業も含む)

⑤「あすなろ」介護タクシー

⑥暮らしの保健室

7 管理者 「井田 奈央」(いだ なお)

8 サービス提供責任者 「中田 房枝」(なかた ふさえ)

「大橋 久美」(おおはし くみ)

「村上 寿子」(むらかみ ひさこ)

「関口 麻里」(せきぐち まり)

9 事業者の連絡先

①所在地 〒146-0091

大田区鵜の木2-17-3 ライオンズマンション鵜の木1階

ワークスタッフ鵜の木 代表者 今田 清美

②電 話 03(5741)8239

③F A X 03(5741)1426

10 営業日、及び営業時間等

当事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとします。

① 通常の営業日:通常「月曜日 から 日曜日 」までとする。但し、12月29日から1月3日までを除きます。

②通常の営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。営業時間外の対応については、事前ご相談下さい。

11 サービス提供時間

通常的时间 午前8時30分～午後5時30分

上記以外の時間は事前にご相談ください。

12 休 日

年末年始(12月29日～1月3日)

但し、サービスが必要な場合は、事前にご相談ください。

13 相談・要望・苦情の窓口

担当者 管理者 井田 奈央(いだ なお)

電話 5741-8239 FAX 5741-1426

14 その他・苦情の窓口

①大田区福祉部障害福祉課 電話 03-5744-1251

②社会福祉協議会障害者支援 電話 03-5703-8230

③大田区オンブズマン 電話 03-5744-1130

15 サービスを提供する対象者

①居宅介護サービス

身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)

精神障害者

難病等対象者

②重度訪問介護サービス

身体障害者・障害児(身体に障害のある児童にみ)

難病等対象者

③同行援護サービス

身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)

難病等対象者

16 サービスの内容

(1)居宅介護サービス

①身体介護(利用者への身体介護)

- 食事の介助 (食事の介助)
- 排泄の介助 (排泄の介助・おむつ交換)
- 入浴の介助・清拭 (衣服の着脱・入浴の介助・清拭・洗髪)
- その他 (床ずれ防止の体位交換・洗面などの日常生活を維持するための介護)

②家事援助(利用者への家事援助)

- 調理 (食事の調理と配膳)
- 洗濯 (衣類の洗濯・物干し・取り込み)
- 掃除 (居室・トイレ・風呂場などの掃除・環境の整備)
- その他 (日常生活を維持するための必需品の買い物)

(2)重度訪問介護サービス

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排泄・食事等の介護サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助、その他、生活全般に渡り、見守り等の支援を行います。

(3)同行援護サービス

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護・排泄・食事等の介護・その他外出する際に必要となる援助を行う。

17 従業者の禁止行為

従業者は、サービスの提供に当たって、サービス提供の範囲外の以下の行為は出来ません。

- ①医療行為
- ②利用者や家族の、金融機関での振り込み、預け入れや引き出しなど
- ③利用者や家族の、金銭や預貯金通帳や証書、書類などを預かること
- ④利用者や家族から、金銭や物品を受け取ること
- ⑤利用者の家族へのサービス行為
- ⑥利用者以外の、部屋の掃除・洗濯・調理など
- ⑦通常のサービスを越えた行為、大掃除・庭掃除
- ⑧通常のサービス外の行為、草刈・植木鉢へ水やりなど
- ⑨利用者宅での、食事・喫煙・飲酒
- ⑩たとえ利用者の家族等からの依頼があつたとしても、身体拘束など、利用者の自由な行動を制限すること。但し、利用者や第3者の生命・身体に危険が及ぶなど、緊急な場合はその限りではありません。但し、必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解きます。
- ⑪利用者や家族に対する、政治活動・営利活動・宗教活動・その他の迷惑行為

18 利用料金

(1)介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額(サービスに要した総

費用額の1割相当額が低い場合は、低い方の額)となります。

なお、障害者自立支援法第31条により、特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

(2)他の事業者からも、指定障害福祉サービスの提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が依頼した利用者負担上限管理事業者が算定し、当該事業者が利用者負担額をお支払い頂きます。

(3)その他のサービスに係る費用

①交通費

「サービス提供地域」として定める大田区の場合は、交通費は無料です。その他の地域については、公共交通機関の実費を頂きます。

②記録などの複写サービス

A4紙複写1枚につき、10円です。

③行政手続き代行費用

1時間につき、2,000円です。その他、行政手続きに係る費用、交通費は実費を頂きます。

④通院等の介助に係る、従業者の交通費

利用者に同伴する交通費用は、利用者の負担となります。

⑤郵便切手代は実費請求します。

19 提供するサービスの時間帯

毎月、カレンダーにサービス提供時間を記載して利用者に提示します。

20 キャンセル料の規定

利用者又は利用者代理人は、事業所に対し、サービス提供前日の営業時間内に電話等により連絡することにより、費用を発生させずに、サービスの中止を申し入れることが出来ます。

サービス提供前日の営業時間内までに電話などで連絡がなくサービスの中止を申し出た場合は、その中止となったサービス提供に掛かる料金の全額を請求します。

但し、利用者の急な入院など、やむを得ない場合は、この限りではありません。

援助中に利用者及びご家族等からの背行為により、速やかにサービスを中止する事があります。

21 虐待防止と身体拘束の原則禁止について

(1)事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、定期的な研修の実施や苦情処理体制の整備、その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。

(2)虐待防止及び身体拘束廃止の委員会を設置し、定期的に開催します。

(3)法人として、虐待防止及び身体拘束廃止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者 井田 奈央(いだ なお)

電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

(4)成年後見制度の利用を支援します。

(5)従業者に対して、虐待防止及び身体拘束廃止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

- (6)利用者や擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)、従業者において、虐待を受けたと思われる人を発見した場合、速やかに市区町村へ通報します。
- (7)事業者は、利用者の身体拘束廃止の指針に基づいて、身体拘束をしないケアの実施に努めます緊急時やむを得ない場合を除き、速やかに委員会へ報告し、現状の確認及び今後の対応を検討します。

22 感染症の対応について

- (1)事業者は、感染症の予防及び蔓延防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2)感染対策委員会を設置し、定期的を開催します。
- (3)法人として、感染症の予防及び蔓延防止責任者を選任しています。
感染症の予防及び蔓延防止に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- (4)従業者に対して、感染症の予防及び蔓延防止の為に研修を実施しています。
- (5)サービス提供前において、利用者に感冒の症状がある場合には、速やかに事務所へご連絡下さい。また、サービス当日において感染症等の疑いがあると事業所が判断した場合、医療機関への受診をお願いする場合や担当の介護支援専門員や各関係者へ報告させて頂く場合があります。その際、感染拡大防止のために、提供するサービスの限定や中止をさせて頂く場合があります。
- (6)担当の訪問介護員が罹患発症した場合は、サービス提供を中止するか、または、代替の介護員で対応させて頂く場合があります。

23 業務継続に向けた取組の強化について

- (1)事業者は事業の継続に向け、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2)感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3)法人として、業務継続計画に係る責任者を選任しています。
業務継続計画に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- (4)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (5)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

24 ハラスメントの対応について

- (1)事業者は、ハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2)ハラスメント対策委員会を設置し、定期的を開催しています。
- (3)法人として、ハラスメント防止に関する責任者を選任しています。
ハラスメント防止に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- (4)各種ハラスメントに対して啓発・普及する為の研修を実施しています。

(5) ハラスメントの種類について

ハラスメントとは、身体的・精神的に他者に不利益や不愉快さを与える行為と定義します。パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメント・ジェンダーハラスメント・スモークハラスメントなど、30種以上あるといわれています。

(6) 従業者が、利用者や擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による各種ハラスメントを受けた場合は行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

(7) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

25 サービスに関する情報等の保存

居宅介護サービスに関する情報、及び収集した個人情報、法律に定められた期間の5年間保存します。保存期間が終了した後は、適切に廃棄処分いたします。

ワークスタッフ鶴の木
重要事項説明書 別紙料金表（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）

2026年5月1日現在

「障害者総合支援法」の場合

利用者負担は原則1割負担となります。
「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限額が上限となります。
自費の場合は、原則として利用額の10割(全額)になります。

項目	単位	【 1割負担 】 利用料
【 居宅介護 】		
身体介護 30分未満	256	286 円
身体介護 30分以上1時間未満	404	452 円
身体介護 1時間以上1時間30分未満	587	657 円
身体介護 1時間30分以上2時間未満	669	749 円
身体介護 2時間以上2時間30分未満	754	844 円
身体介護 2時間30分以上3時間未満	837	937 円
身体介護 3時間以上3時間30分未満	921	1031 円
以降、30分毎に921単位に加算	+83	+ 92 円
家事援助 30分未満	106	118 円
家事援助 30分以上45分未満	153	171 円
家事援助 45分以上1時間未満	197	220 円
家事援助 1時間以上1時間15分未満	239	267 円
家事援助 1時間15分以上1時間30分未満	275	308 円
家事援助 1時間30分以上1時間45分未満	311	348 円
以降、15分毎に311単位に加算	+35	+ 39 円
通院等介助(介護あり) 30分未満	256	286 円
通院等介助(介護あり) 30分以上1時間未満	404	452 円
通院等介助(介護あり) 1時間以上1時間30分未満	587	657 円
通院等介助(介護あり) 1時間30分以上2時間未満	669	749 円
通院等介助(介護あり) 2時間以上2時間30分未満	754	844 円
通院等介助(介護あり) 2時間30分以上3時間未満	837	937 円
通院等介助(介護あり) 3時間以上3時間30分未満	921	1031 円
以降、30分を増す毎に921単位に加算	+83	+ 92 円
通院等介助(介護なし) 30分未満	106	118 円
通院等介助(介護なし) 30分以上1時間未満	197	220 円
通院等介助(介護なし) 1時間以上1時間30分未満	275	308 円
通院等介助(介護なし) 1時間30分以上2時間未満	345	386 円
2時間以降、30分増す毎に加算	+69	+ 77 円
通院等のための乗車又は降車の介助中心の援助	102	114 円
特定事業所加算 I	所定単位数の20%を加算	
【 同行援護 】		
30分未満	191	213 円
30分以上1時間未満	302	338 円
1時間以上1時間30分未満	436	488 円
1時間30分以上2時間未満	501	561 円
2時間以上2時間30分未満	566	633 円
2時間30分以上3時間未満	632	707 円
3時間以上3時間30分未満	697	780 円
以降、30分を増す毎に加算	+66	+ 73 円
* 支援区分によって加算あり		
特定事業所加算 II	所定単位数の10%を加算	
【 重度訪問介護 】		
1時間未満	186	208 円
1時間以上1時間30分未満	277	310 円

1時間30分以上2時間未満	369		413 円
2時間以上2時間30分未満	461		516 円
2時間30分以上3時間未満	553		619 円
3時間以上3時間30分未満	644		721 円
3時間30分以上4時間未満	736		824 円
4時間以上4時間30分未満	821		919 円
4時間30分以上～8時間未満は30分増す毎に821単位に加算	+85		95 円
8時間以上8時間30分未満	505		1685 円
8時間30分以上～12時間未満は30分増す毎に1505単位に加算	+85	+	95 円
12時間以上12時間30分未満	184		2446 円
12時間30分以上～16時間未満は30分増す毎に2184単位に加算	+81	+	90 円
16時間以上16時間30分未満	834		3174 円
16時間30分以上20時間未満は30分増す毎に2834単位に加算	+86	+	96 円
20時間以上～20時間30分未満	520		3942 円
20時間30分以上～24時間未満は30分増す毎に3520単位に加算	+80	+	89 円
【加算】			
初回加算	200		224 円
利用者負担上限額管理加算	150		168 円
福祉専門職員等連携加算(居宅介護のみ)	564		631 円
喀痰吸引等支援体制加算	100		112 円
緊急時対応加算	100		112 円
行動障害支援連携加算	584		654 円
令和8年5月まで			
処遇改善加算Ⅱ(居宅介護・同行援護)	1ヶ月の総単位数×0.402		
処遇改善加算Ⅱ(重度訪問介護)	1ヶ月の総単位数×0.328		
令和8年6月以降			
処遇改善加算Ⅰ口(居宅介護・同行援護)	1ヶ月の総単位数×0.456		
処遇改善加算Ⅱ口(重度訪問介護)	1ヶ月の総単位数×0.367		

年 月 日

上記の内容を説明しました。

説明者氏名 『 』

事業者 ワークスタッフ鶉の木

所在地 〒146-0091
大田区鶉の木2-17-3 ライオンズマンション鶉の木1階

電話 03-5741-8239

FAX 03-5741-1426

代表者 今田清美

印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

利用者

印

利用者代筆者

(続柄:

)

印

利用者代理人

印